

観光地マーケティングに関するアドバイザー及び研修業務委託仕様書

1. 委託業務名

観光地マーケティングに関するアドバイザー及び研修業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日

3. 事業目的

新型コロナ禍において旅行者の旅の価値観や情報接触態度は大きく変化し、これまでの経験をもとにしたマーケティング手法では、その変化に十分に対応できず、今後の旅行需要の回復期における効果的な事業展開が困難となる恐れがある。新型コロナ禍を経て、アドベンチャーツーリズムの台頭やサステナブルツーリズム、スローツーリズムなど、大きく変化していく旅行市場に対し、あらためて、旅行者のニーズ、対象市場、効果的な情報伝達手段等を明らかにした上で、効果的なプロモーション施策を実施するとともに、高まった奈良県への旅行需要を来訪者数や観光消費額の増加に繋げていくために、旅行者が地域の観光商品・サービスを予約手配可能な流通環境を整えていくなど、奈良県域の関係団体における総合的なマーケティング戦略の構築が求められる。

そこで、奈良県、奈良県ビジターズビューローをはじめ、県内市町村における観光振興セクションやDMOの実務担当者を対象にした観光地マーケティングに関する専門家または実務経験者によるアドバイスと研修を行う。昨年度は実務担当者を対象として、観光地マーケティングの基本スキルや実践的な活用方法の習得までを目的としていたため、今年度においてはデジタルデータを実際に有効活用していく等、実践を含めた内容を充実させ、県域全体で集客力・販売力を高めていき、連携強化できる仕組みを構築することを図る。

4. 業務内容

(1) アドバイザー業務

DMO等の実践経験に基づく専門的な知見・経験を有する専門家による、奈良県を中心とした、奈良県域における観光振興セクション職員に対するアドバイザー業務の実施。

(ア) 奈良県が行うプロモーション、プロダクト開発、地域マネジメント等のマーケティング施策全般に対する継続的なアドバイスの実施

(イ) 奈良県を中心とした、奈良県域における観光振興セクション職員のマーケティングリテラシーの向上など、組織全体の強化に向けたOJTを基本としたハンズオン支援。

(ウ) 昨年度、本事業に参加していない奈良県域における観光振興セクション職員については、原則アドバイザー業務内で基礎の習得を目指すものとする。

(2) 奈良県域自治体及びDMO職員研修業務

DMO等の実践経験に基づく専門的な知見・経験を有する専門家による奈良県、奈良県ビジターズビューロー、県内市町村における観光振興セクションやDMOの実務担当者を対象にした研修を実施。

- (ア) 観光振興に必要なマーケティング施策の応用と実践を学ぶための研修を開催
- (イ) 対象者は、奈良県、奈良県ビジターズビューロー、県内市町村における観光振興セクションやDMOの実務担当者で各団体2名程度
- (ウ) 事業実施期間中に4回開催（日程は契約締結後に調整）
- (エ) 研修内容は、観光地マーケティングの応用を中心にデジタルの活用、観光地マーケティングのDX（デジタルトランスフォーメーション）、組織づくりや成果検証等も含むこととする。
- (オ) 開催場所（オンライン開催含む）は別途指定し、実行委員会事務局が手配する。
- (カ) 講師は、原則、(1)のアドバイザー業務を行うアドバイザーが行う。
- (キ) 研修資料は、本業務実施者が準備するものとする。
- (ク) 開催案内及び出席者の取りまとめは、実行委員会事務局が実施する。
- (ケ) 研修のオンライン配信は、実行委員会事務局が手配する。

5. 業務実施体制等

- (1) 原則として、月1回奈良県内の指定の場所で勤務することとし、その他必要に応じてWEB会議等を実施する。
- (2) 各回5時間程度を本業務時間として確保すること（4.の(2)の研修を含む）。
- (3) 契約締結後速やかに、実施スケジュール等の詳細を明らかにした「業務活動計画書」を作成し、承認を得ること。
- (4) 本業務に必要な、調査、報告、資料、会場費、交通費、通信費等、一切の経費は委託金額に含まれるものとする。

6. 活動報告

- (1) 業務計画書に基づき、助言等を行った場合は、その日時、場所、内容等を記録すること。
- (2) 業務完了後速やかに、助言等の実施結果を取りまとめた「業務活動報告書」を作成し、提出すること。

7. 留意事項

- (1) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 本業務で知り得た奈良県、奈良県ビジターズビューロー、県内市町村における観光振興セクションやDMO及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。本業務終了後も同様とする。

- (3) 本業務実施のための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 本業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (5) 契約や支払いに関する書類など本事業の関係資料を本事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、協議のうえ、定めることとする。

8. 連絡先

〒630-8361 奈良市池之町3 奈良県猿沢イン3階

「知れば知るほど奈良はおもしろい」実行委員会

(一般財団法人奈良県ビジターズビューロー内)

担当：西尾

メールアドレス：sirebasiruhodo@nara-kankou.or.jp

電話：0742-23-8288